

掛川市告示第51号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

令和2年4月16日

掛川市長 松井三郎

1 委託先

名 称 かけがわ街づくり株式会社

所在地 掛川市連雀1番地の14

2 委託した使用料

次に掲げる掛川市自転車等駐車場の使用料

(1) 掛川駅北第1自転車等駐車場

(2) 掛川駅北第2自転車等駐車場

(3) 掛川駅南自転車等駐車場

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで